令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

200

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

災害公営住宅事業(一般災害)の指定要件の見直し

提案団体

厚真町、安平町、むかわ町

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

「滅失した戸数が被災地全域で500戸以上」となっている災害公営住宅整備事業(一般災害)の指定要件の一部を、「滅失した戸数が被災地全域でおおむね500戸以上」とし、柔軟な適用を可能とする。

具体的な支障事例

地震等天然現象の被害による災害公営住宅整備事業(一般災害)の指定要件は、公営住宅法第8条第1項第1号で、その滅失した戸数が「①被災地全域で500戸以上」又は「②一市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内の1割以上」となっているが、胆振東部地震による北海道(被災地全域)の被害は「480戸」であるため、本事業の対象外となっている(なお、厚真町だけは指定要件②によって本事業の対象となっている。)。被災した多くの世帯は現在仮設住宅で生活している中で、住居の自主再建が難しく、被災地域では、人口流出が課題となっている中、公営住宅を整備できない事態が、更なる人口流出を招いている。被災地の減失戸数については、激甚災害指定基準と同様、「おおむね」の戸数でも適用可能とし、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

人口流出の抑制に資すること及び被災町内での居住を望む住民ニーズに対する支援となり、被災地における復旧・復興に向けた取組を後押しすることができる。

根拠法令等

公営住宅法8条1項1号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

須賀川市、川崎市

○災害時の滅失戸数を一律に定めず、それぞれの実情に合わせて判断し、柔軟に運用すべき。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

201

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

災害公営住宅の入居者資格要件の規制緩和

提案団体

厚真町、安平町、むかわ町

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

一般災害に係る災害公営住宅整備事業で建設する災害公営住宅の「入居者資格要件」について、公営住宅法 23条の規定により一定の所得以下の者が対象となっているが、災害により住居が滅失した者を対象として、過 去の大規模災害と同様に収入要件をなくす。もしくは「入居者資格要件」を、地域が自ら決められるようにする。

具体的な支障事例

災害公営住宅整備事業(一般災害)の入居者資格として収入要件が規定されているため、2018 年9月6日に発生した胆振東部地震において、住宅を失ったにもかかわらず、災害公営住宅に入居できない者がいる。 被災した多くの世帯は現在仮設住宅で生活している中で、住居の自主再建が難しく、公的住宅への入居を希望

被災した多くの世帯は現在仮設住宅で生活している中で、住居の自主再建か難しく、公的住宅への人居を希望しているが、災害に伴う予算不足、既存の公的住宅や民間賃貸住宅の絶対数の不足により町単独では対応が困難となっている。

被災地域では、人口流出が課題となっている中、公営住宅の収入要件が、更なる人口流出を招いている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

人口流出の抑制に資すること及び被災町内での居住を望む住民ニーズに対する支援となり、被災地における復旧・復興に向けた取組を後押しすることができる。

なお、現行制度は、震災規模の大小で被災者を区別するものであり、制度改正によって、その不合理を解消することができる(現行制度は、激甚災害に指定されていれば、収入要件は問われない。)。

根拠法令等

公営住宅法 23条

公営住宅法施行令6条

(大規模災害の場合、被災市街地復興特別措置法 21 条の適用がある)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

須賀川市、川崎市、熊本市

- 〇一般災害時に住宅を失った被災者に対して、収入要件によって自主再建ができない人のために、規制を緩和 すべき。
- ○現行制度は、震災規模の大小で被災者を区別するものであり、制度改正によって、その不合理を解消するこ

とができる。